

# 災害等報告書及び災害査定について

# 1. 災害等報告書に添付する主な資料

1. 災害報告は、被災した市町村が、国庫補助を申請する意思表示であり、また、災害等報告書は実地調査において査定の根幹となる非常に重要な報告書。
2. 災害報告は、期間も短く、災害直後の多忙な中で作成が行われるものであるが、一方で、限られた時間の中で効率的に実地調査を行うため、的確かつ正確に作成することが重要。
3. 環境省では、これらの作成方法等についてまとめた「災害関係業務事務処理マニュアル」について、平成26年6月25日付けで公表、周知しているところ。 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/manual140625set.pdf>

## 災害等報告書に添付する資料(主なもの)

### 1. 災害時の気象データ【補助金の採択要件を満たしているのかどうかを確認するために使用される】

←気象台・都道府県・市町村等での公的データ

降雨:最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況

暴風:風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係

### 2. 地図・図面【被災状況や被災の範囲等を確認するために使用される】

←地図・図面に以下の場所や写真等を明示した資料

気象観測地点、仮置場、廃棄物処理施設、被災状況写真の撮影地展、浸水地域や被災世帯

### 3. 写真【被災の事実、被災の程度等を判断するために使用される】

←道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できるもの

←仮置場の状況や災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できるもの

### 4. 事業費の根拠資料【単価や数量の妥当性や必要性等を確認するために使用される】

←積算単価が確認できるもの(見積書や委託契約書、設計図書など)

←員数の根拠が確認できるもの(作業日報や運行記録、処理伝票など)

## 2. 契約の種類別提出書類

災害等報告書に添付する書類のうち、事業費の算出根拠を確認する資料を例示すると以下のとおり。

### 1. 災害廃棄物処理事業の見込額を確認できる資料

←下記の分類に応じて資料を準備すること。その他、成果物(業務報告書)、各自治体の積算基準や手数料条例などを引用していればそれらの資料や災害協定等に基づき他市町村等への委託等を行っている場合には協定書等の参考資料を提示できるよう準備すること。

契約方法	契約状況	提出書類
随意契約	契約済(見積3者未満の場合)	見積書、契約書、予定価格調書(設計図書等)、随意契約理由書、合見積が3者未満である理由
	契約済(見積3者以上の場合)	見積書、契約書、予定価格調書(設計図書)、随意契約理由書
	契約未済	見積書、予定価格調書(設計図書等)
競争入札	契約済	契約書、入札結果、予定価格調書(設計図書等)等
	契約未済	予定価格調書(設計図書等)等

※その他、支出が完了していれば、その支出実績が確認できる資料(請求書等)を添付する。

### 2. 員数、数量が確認できる資料

←例示すると以下のとおり。それぞれ処理等の状況が合わせて確認できる写真もあるとベター。

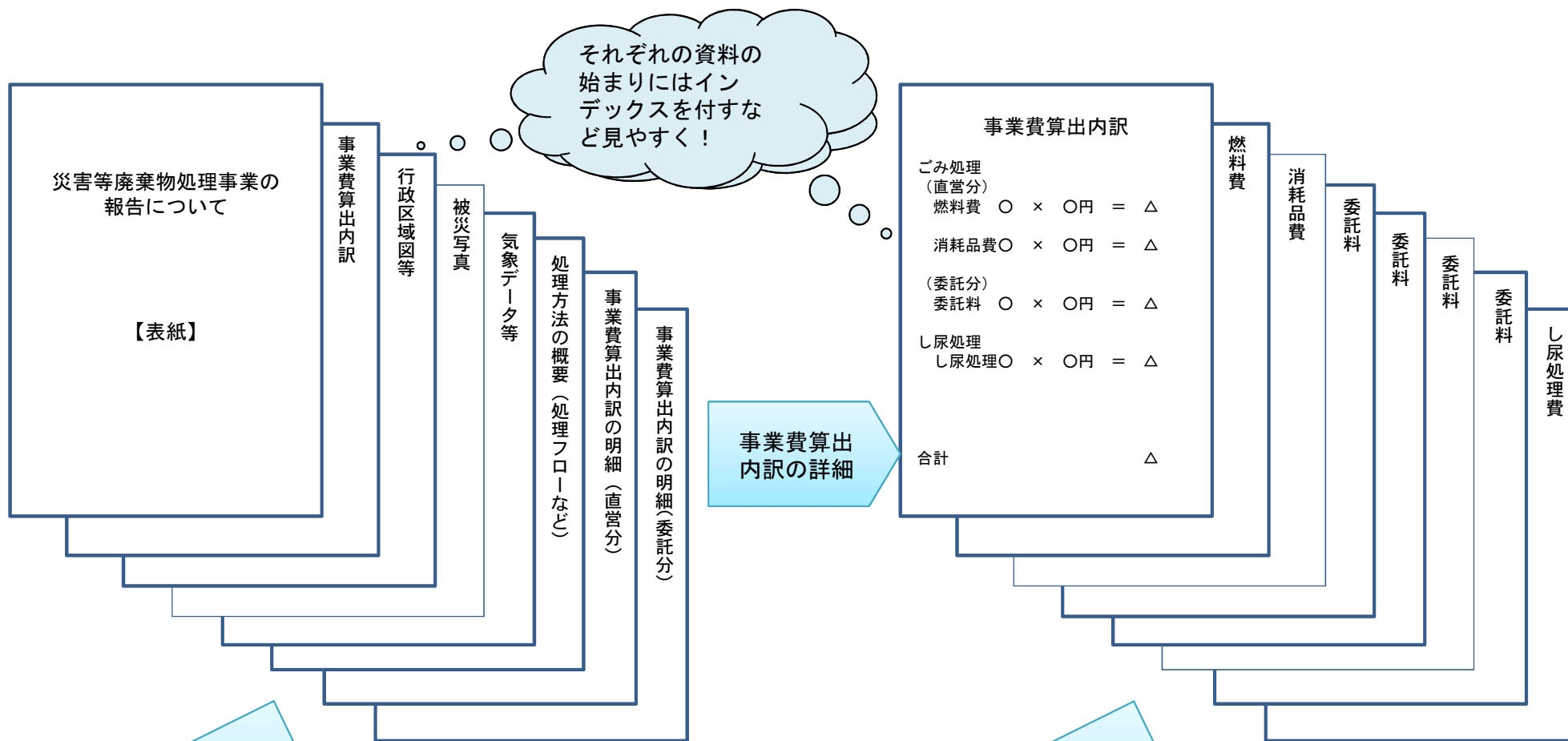
- 労務費・・・作業日報一覧、作業日報、業務日誌、計量証明書等
- 重機借上料・・・作業日報一覧、作業日報、業務日誌、運行記録等
- 処理処分費・・・伝票、計量証明等
- 燃料費・・・燃料使用一覧、走行距離一覧等(使用した燃料の量が分かる資料や走行距離の記録等)

※実地調査時(災害査定)において、資料が不十分であり、事業費算出内訳等の妥当性や必要性について説明ができない場合には、  
査定の対象となり、再査定も行わないことから、査定当日は十分な体制を組んでおくことが重要です。

※事業費の算出の際は、災害廃棄物量や費用を丸めることなく、正確な数値を使用すること。

# 3. 災害等報告書の綴り方（例）

災害報告書の編さん方法を例示すると下記のとおり。



地図や写真、処理フローなどは、災害報告書に添付したもののほか、査定会場において、別途提示することも可能。特に机上調査の場合、査定官・立会官は地図や写真等の資料のみをもって被害状況を判断し、事業費を決定することになるので十分な資料を提示できるよう準備しておくことがポイント。

各経費の根拠資料には、前ページで示した関係書類を添付する。査定の場合には、数量の根拠、単価の根拠、契約方法を個別に確認するのでそれぞれの項目について説明できるよう十分に準備しておくことがポイント。添付しきれなかった資料は査定の場合積極的に追加提示して説明することが重要。

## 4. 災害査定(被災状況の实地調査)

1. 災害査定とは、市町村等からの申請に基づき環境大臣が災害等廃棄物処理事業費の決定を行うにあたって、その事業費を決めるために行う实地調査。
2. 災害査定は、環境省の査定官により、災害報告書その他関係書類の審査等が行われ、同時に財務省（局）の職員が立会（りっかい）することとされている。

### 災害査定時のポイント

#### 1. 災害発生の事実を公的データをもとに説明

- 観測地点と被災箇所を確認
- 雨量、水位、風速等、当該災害が補助事業の採択要件を満たしているかを確認

被災＝補助対象ではないため、採択要件を満たしている事実の証明することがポイント。

#### 2. 被災状況の説明

- 写真、地図等を用いて被災状況を説明する(写真はどこの地点で撮影されたものかが地図上で確認できること)
- がれきの発生量や仮置場等のごみの収集状況を説明
- 倒壊家屋がある場合には全半壊家屋の位置を図示し、合わせて罹災証明を準備する

がれきの発生量は、事業費積算の根幹となる部分なので、どのように推計したのか合理的に説明できることがポイント。

#### 3. ごみ処理の流れを説明

- ごみ処理の流れを説明する(収集～運搬～最終処分までをフロー図等で示す)。
- 仮置場を設置した場合には、その設置の理由、位置図、収集状況、搬入・搬出の方法等を説明する。

計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法を個別具体的に確認するので合理的に説明できることがポイント。

#### 4. 事業費算出内訳の確認

- 計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等を説明する。

#### 5. 事業費の確定

- 申請内容について確認後、事業費を確定し、査定内容について講評を行う。査定後の事業費が1億円を超える場合には、財務本省への協議が必要となるので、査定結果は「保留」となる。